

お知らせ

「不法投棄は絶対にしない、させない」が合言葉
ストツプ!! 不法投棄!!

ごみの不法投棄は、皆さんに不快な思いをさせるばかりでなく、正しい処理方法を行わずに捨てられたごみからは、有害物質が漏れ出し、土壌や水質に重大な被害を与えることがあります。

不法投棄されたごみは、生活ごみから家電製品、自転車、タイヤなどの粗大ゴミにいたるまでさまざまです。捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変で、もとの美しい自然を回復するのは難しく、費用もかかります。

不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

1人ひとりがモラルを守り、環境に気を配ることで、町や地域が美しくなり心も豊かになります。「不法投棄は絶対にしない、させない」を合言葉に、「不法投棄ゼロ」を目指しましょう!



問合せ先 保険環境課 生活環境係
☎65・1097



お知らせ

防災費用確保のため
個人住民税の金額が変わります

東日本大震災復興基本法の基本理念にもとづき、地方公共団体の防災費用を確保するため、個人住民税均等割の金額が変更されます。

【変更部】

県民税 (年税額)	町民税 (年税額)
1,500円→2,000円	3,000円→3,500円

【期間】 平成26年度～35年度

問合せ先

県民税について：福岡県 税務課 ☎092・643・3064
町民税について：桂川町役場 税務課 ☎65・1076



お知らせ

美しい街の景観を守る

違反屋外広告物の除却を行います

町内各所の違反屋外広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）を、屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却します。
違反広告物の掲出者は自主的に撤去してください。

【実施日】 1月27日～1月31日

【場所】 町内全域

【除却対象となる広告物】

「橋」「街路樹」「信号機」「ガードレール」「ガードパイプ」「カーブミラー」「街路灯」「電柱」に取り付けられているはり紙、はり札、立看板、広告旗

【その他】 除却した広告物は除却後30日間保管した後、引き取りのないものは、適宜処分します。

問合せ先

企画財政課 企画調整係 ☎65・1085